

「滋賀県立図書館基本規則」の一部改正について

1 改正の理由

県立図書館内に設置している「こども としょかん」サポートセンターを、令和7年度より教育委員会事務局生涯学習課に移管することに伴い所要の改正を行うもの。

2 改正内容

- ・第11条の表より「こども としょかん」サポートセンターを削除し、同表サービス課の項内に「こども としょかん」サポート係を設置
- ・第12条の表より「こども としょかん」サポートセンターの分掌事務を削除し、同表サービス課の項中に「こども としょかん」サポート係の分掌事務を規定

3 施行日

令和7年4月1日

第 72 号議案

滋賀県立図書館基本規則の一部改正について

滋賀県立図書館基本規則（昭和32年滋賀県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 26 日

滋賀県教育委員会

滋賀県立図書館基本規則の一部改正

第11条の見出し中「課等」を「課」に改め、同条中「およびセンター（以下「課等」という。）」を削り、「当該課等」を「当該課」に改め、同条の表サービス課の項中「児童資料係」の右に「、「こどもとしょかん」サポート係」を加え、同表「こどもとしょかん」サポートセンターの項を削る。

第12条の見出し中「課等」を「課」に改め、同条中「課等」を「課」に改め、同条の表サービス課の項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- 6 「こどもとしょかん」サポートセンターとの連絡調整に関すること。
第12条の表「こどもとしょかん」サポートセンターの項を削る。

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県立図書館基本規則新旧対照表

旧	新																				
第1条から第10条まで 省略 (課等および係の設置) 第11条 図書館に次の表の左欄に掲げる課およびセンター（以下「課等」という。）を置き、当該課等にそれぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。 <table border="1"> <tr> <td>総務課</td><td></td></tr> <tr> <td>サービス課</td><td>資料管理係、一般資料係、児童資料係</td></tr> <tr> <td>調査協力課</td><td>レファレンス係、図書館協力係、逐次刊行物係</td></tr> <tr> <td>「こどもとしょかん」サポートセンター</td><td></td></tr> </table> (課等の分掌事務) 第12条 前条に規定する課等の分掌事務は、次の表のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <td>総務課</td><td> 1 施設、設備等の管理保全に関すること。 2 職員の身分、服務その他の人事に関すること。 3 庶務および経理に関すること。 </td></tr> </table>	総務課		サービス課	資料管理係、一般資料係、児童資料係	調査協力課	レファレンス係、図書館協力係、逐次刊行物係	「こどもとしょかん」サポートセンター		総務課	1 施設、設備等の管理保全に関すること。 2 職員の身分、服務その他の人事に関すること。 3 庶務および経理に関すること。	第1条から第10条まで 省略 (課および係の設置) 第11条 図書館に次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課にそれぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。 <table border="1"> <tr> <td>総務課</td><td></td></tr> <tr> <td>サービス課</td><td>資料管理係、一般資料係、児童資料係、「こどもとしょかん」サポート係</td></tr> <tr> <td>調査協力課</td><td>レファレンス係、図書館協力係、逐次刊行物係</td></tr> <tr> <td>(削除)</td><td></td></tr> </table> (課の分掌事務) 第12条 前条に規定する課の分掌事務は、次の表のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <td>総務課</td><td> 1 施設、設備等の管理保全に関すること。 2 職員の身分、服務その他の人事に関すること。 3 庶務および経理に関すること。 </td></tr> </table>	総務課		サービス課	資料管理係、一般資料係、児童資料係、「こどもとしょかん」サポート係	調査協力課	レファレンス係、図書館協力係、逐次刊行物係	(削除)		総務課	1 施設、設備等の管理保全に関すること。 2 職員の身分、服務その他の人事に関すること。 3 庶務および経理に関すること。
総務課																					
サービス課	資料管理係、一般資料係、児童資料係																				
調査協力課	レファレンス係、図書館協力係、逐次刊行物係																				
「こどもとしょかん」サポートセンター																					
総務課	1 施設、設備等の管理保全に関すること。 2 職員の身分、服務その他の人事に関すること。 3 庶務および経理に関すること。																				
総務課																					
サービス課	資料管理係、一般資料係、児童資料係、「こどもとしょかん」サポート係																				
調査協力課	レファレンス係、図書館協力係、逐次刊行物係																				
(削除)																					
総務課	1 施設、設備等の管理保全に関すること。 2 職員の身分、服務その他の人事に関すること。 3 庶務および経理に関すること。																				

	4 企画、調査統計および広報に関すること。 5 読書振興事業の実施に関すること。 6 市町立図書館等との連絡調整ならびに市町立図書館の設置および運営の相談・助言に関すること。 7 滋賀県立図書館協議会（以下「協議会」という。）に関すること。 8 その他他の課に属さない事項
サービス課	1 一般資料（参考資料、滋賀資料、水資料、外国資料および逐次刊行物以外のものをいう。以下同じ。）の閲覧および貸出しに関すること。 2 読書相談および読書案内に関すること。 3 一般資料の整備および保管に関すること。 4 児童サービスに関すること。 5 障害者サービスに関すること。 （新設） 6 その他館内の資料サービスに関すること。
調査協力課	1 参考調査業務に関すること。 2 参考資料、滋賀資料、水資料、外国資料および逐次刊行物の閲覧および貸出しに関すること。 3 参考資料、滋賀資料、水資料、外国資料および逐次刊行物の整備および保管に関すること。 4 参考書誌の編成に関すること。

	4 企画、調査統計および広報に関すること。 5 読書振興事業の実施に関すること。 6 市町立図書館等との連絡調整ならびに市町立図書館の設置および運営の相談・助言に関すること。 7 滋賀県立図書館協議会（以下「協議会」という。）に関すること。 8 その他他の課に属さない事項
サービス課	1 一般資料（参考資料、滋賀資料、水資料、外国資料および逐次刊行物以外のものをいう。以下同じ。）の閲覧および貸出しに関すること。 2 読書相談および読書案内に関すること。 3 一般資料の整備および保管に関すること。 4 児童サービスに関すること。 5 障害者サービスに関すること。 6 「こどもとしょかん」サポートセンターとの連絡調整に関すること。 7 その他館内の資料サービスに関すること。
調査協力課	1 参考調査業務に関すること。 2 参考資料、滋賀資料、水資料、外国資料および逐次刊行物の閲覧および貸出しに関すること。 3 参考資料、滋賀資料、水資料、外国資料および逐次刊行物の整備および保管に関すること。 4 参考書誌の編成に関すること。

	5 古文書および郷土史の調査および研究に関すること。 6 市町立図書館等との相互協力に関すること。		5 古文書および郷土史の調査および研究に関すること。 6 市町立図書館等との相互協力に関すること。
「こどもと しょかん」サ ポートセン ター	1 子どもの読書活動の推進に係る総合的な企画、立案お よび調整に関すること。 2 子どもの読書活動の推進に係る学校図書館等の支援に 関すること。 3 子どもの読書活動の推進に係る調査および研究に関す ること。 4 子どもの読書活動の推進に係る広報および啓発に関す ること。	(削除)	
第13条以下 省略		第13条以下 省略	